

補助金調書

補助金名	人権・同和問題施策推進活動団体補助金			担当課 (連絡先)	市民局人権部人権推進課 (TEL 711-4338)
交付先	団体	同和問題に係る当事者団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期		—	
(公募の場合) 応募要件	—				
(非公募の場合) 非公募の理由	補助事業である人権同和問題啓発推進活動や人権のまちづくり館等における地域交流活動などを、本市と連携して一体的に実施することができる団体が限定されているため。				
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	6	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 福岡市の人権・同和行政の推進に寄与する活動を行う団体への事業補助</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>(1)人権・同和問題啓発推進活動 補助事業者が行う、人権・同和問題啓発活動、関係機関・団体が行う啓発活動に対する専門的助言・支援、及び本市の人権・同和問題啓発施策への専門的助言・支援等</p> <p>(2)地域事業促進活動 補助事業者が行う、人権のまちづくり館等における地域交流、自立支援、教育活動及び人権啓発等の促進のための助言・支援、研修、連絡調整等</p>				
補助金の終期	平成30	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	同和問題については、市民意識調査結果において差別意識が残っていること、差別落書き等の様々な差別事象が発生していること等から、その課題解決に向け引き続き、教育・啓発に取り組む必要がある。本補助金は、同和問題に係る当事者団体が行う、同和問題解決に資する活動を補助対象としており、その課題解決に一定の効果があると認められるため、平成30年度まで延長するもの。ただし、平成24年度の補助開始から5年間を経過しており、今後は事業の自立を促す必要があるため、平成30年度末で廃止する。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<p>□ その他</p> <p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>(1)事務局職員の給与・諸手当及び法定福利費 (2)会議・相談に必要な会場代、資料代等 (3)会議参加者への費用弁償等経費 (4)旅費・交通費 (5)消耗品費(事務用品購入費) (6)通信費(切手代) (7)研修・学習・交流事業に要する講師謝金、会場代、資料代等 (8)備品購入費及び借上経費 (9)コピー印刷費 (10)電話・インターネット使用料 (11)事務所維持管理経費 (12)その他市長が必要と認める経費</p> <p>【補助率】</p> <p>(1)～(7)については、10/10以内 (8)～(12)については、5/10以内</p> <p>【補助限度額】</p> <p>平成29年度 15,000千円 平成30年度 7,500千円</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 —				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	15,000 千円	20,628 千円	21,494 千円	23,073 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>・人権・同和問題啓発活動、関係機関・団体が行う啓発活動に対する専門的助言・支援及び本市の人権・同和問題啓発施策への専門的助言・支援等</p> <p>・人権のまちづくり館等における地域交流、自立支援、教育活動及び人権啓発等の促進のための助言・支援、研修、連絡調整等</p>				
補助金交付 による効果	同和問題については、市民意識調査結果において差別意識が残っていること、差別落書き等の様々な差別事象が発生していること等から、その課題解決に向け、本市が実施している教育・啓発への取り組み、人権のまちづくり館を拠点とした地域交流及び人権啓発事業等、人権・同和行政の推進に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。